

カリフォルニア州における個人情報法制強化の兆し—内部通報者保護制度の導入、個人データ削除権の拡大、消費者による事業者への連絡手段の多様化

北米ニュースレター

2025 年 12 月 1 日号

執筆者:

安部 立飛

ha.abe@nishimura.com

難波 早登至

sa.namba@nishimura.com

1. はじめに

カリフォルニア州のプライバシー当局（California Privacy Protection Agency。以下「CPPA」といいます。）は、2025 年 11 月 7 日、同州の個人データの保護に関する包括的な法制である California Consumer Privacy Act of 2018（以下「CCPA」といいます。）に関して、(1) 内部通報者保護制度の導入（企業内部告発者がデータプライバシー違反を報告する際の保護強化）、(2) 個人データ削除権の拡大、及び、(3) 消費者による事業者への連絡手段の多様化を内容とする法案（以下「本法案」といいます。）を提言し、承認されました¹。

これらが成立すれば、CCPA に基づく規制体系に重要な変革がもたらされることになり、同州との事業上の接点を有する企業は、近い将来において新たな要求事項への対応を求められることになります。本稿では、本法案の概要を説明したうえで、同州での事業遂行に係る若干の示唆を提示します。

2. 草案の概要

(1) 内部通報者保護制度の導入

米国では、近年ホワイトカラークライムに関する内部通報者保護制度が連邦レベルで急速に進んでいます²。個人情報保護の分野においてもそうした制度が導入されることは自然な流れと言えますが、特に情報産業（テクノロジー関連事業）では、個人データ収集のアルゴリズムやプライバシー方針が不透明で、従来型の調査では潜在的な違反の特定に時間がかかります。また、データ処理や新規技術は高度に専門的となる傾向にあります。そうした見えにくい領域の違反を発見するには、内部の知識を持つ従業員の役割がますます重要になってきます。

¹ CPPA の Deputy Director, Policy & Legislation である Maureen Mahoney から California Privacy Protection Agency Board に対して、三つの法案に関する提言が行われ、2025 年 11 月 7 日の Board Meeting にて承認されました。当該提言及び Board Meeting の詳細な内容については、[Agenda Item 2 - Legislation Update and Agency Proposals](#) 及び [Meeting Materials November 7, 2025 - California Privacy Protection Agency \(CPPA\)](#) をご参照ください。

² [危機管理ニュースレター2024 年 9 月 30 日号](#)、[危機管理ニュースレター2024 年 12 月 26 日号](#)、[危機管理ニュースレター2025 年 6 月 30 日号](#)をご参照ください。

今回 CPPA が提言した内部通報者保護制度は、以下のようなエッセンスを含むものです。

- 内部関係者が企業の CCPA 違反を報告した場合に金銭的報奨を提供する。
- CPPA の執行部門が内部告発者の弁護士と連携することを認め、内部告発者が行政罰金の一部を共有することができるようにする。
- 告発した従業員を保護するための報復防止措置を設ける。

金銭的報酬は、調査に役立つ情報を提供するための内部告発者へのインセンティブとなると同時に、告発による報復を懸念する内部告発者にとって公平性を高めることにつながります。さらに、内部告発者が当局に専門的な支援を提供した場合に行政罰金の一部を共有できる仕組みを設けることで、当局がより多くの重大な事案を追及することが可能になります。加えて、報復から内部告発者を保護し、報復を受けた場合に法的救済を求める権利を与えることで、危害や損害を恐れて内部告発を躊躇するような事態の防止が期待できます。

(2) 個人データ削除権の拡大

現行の CCPA は消費者に対して、事業者が当該消費者から取得した当該消費者の個人情報削除を要求する権利を付与しているものの（1798.105 (a) ）、事業者が（当該消費者自身ではなく）第三者から取得した当該消費者の個人情報を削除するよう求める権利は認めておりません。

しかし、今般、事業者は、商品・サービスの提供に際して、ターゲティング、パーソナライゼーション及びプロファイリングを強化するため、第三者から個人に関するデータを購入して、日常的に消費者に関する記録として活用している実態があります。

そこで、本法案では、消費者の個人情報の削除権の対象となる個人情報について、事業者が消費者から取得した個人情報に限定せず、事業者が第三者から取得した消費者の個人情報も含める形に修正することが提案されています。

この修正案が施行された場合、日本企業としては、第三者から取得した個人情報についても、消費者から削除の要求を受けたときには、削除に関する対応が求められることになります。

(3) 消費者による事業者への連絡手段の多様化

現行の CCPA では、事業者は、消費者に対して、最低 2 通りの事業者に対する権利行使のため要求の提出方法を提示する必要があり、少なくとも、フリーダイヤルの電話番号を含める必要があります。もっとも、オンラインのみで運営され、個人情報を取得する消費者と直接的な関係を持つ事業者については、電子メールアドレスのみを提供することで足りるとされています（1798.130 (a) (1)、規則³7020 (a) (b)）。

³ [California Consumer Privacy Act Regulations](#)

しかし、プライバシーに関する問い合わせに関して、メールアドレスしか提供しないのは、消費者にとっては、記載すべき事項が不明確であり、不便な側面があります。

そこで、本法案では、オンラインのみで運営され、個人情報を取得する消費者と直接的な関係を持つ事業者に対しても、電子メールアドレスのみではなく、代替手段（ウェブフォーム等）の提供を義務づける形に修正することが提案されています。

この修正案が施行された場合、日本企業のうちオンラインのみで運営され、個人情報を取得する消費者と直接的な関係を持つ事業者は、電子メールアドレスに加えて、代替手段（ウェブフォーム等）の提供を実施する必要があります。

3. 事業遂行に係る若干の示唆

現在は CPPA が法案を承認した段階であり、実際の立法化・施行は 2026 年以降になります。

もっとも、内部通報者保護制度が導入され、当該制度を利用して当局へ直接通報する従業員が増加すると、企業が自主申告の機会を失うおそれがあります。そのため、企業としては、個人（従業員）が自社における違反を企業内部で報告しやすくなるような制度設計や環境整備（弁護士等との協力体制の構築を含む）を進めるとともに、平時からコンプライアンスリスクの把握・検証（内部監査等）を徹底する必要性が一層高まると予想されます。

また、個人データ削除権の対象となる個人情報の種類の拡大されること、及び消費者による事業者への連絡手段が多様化されることに伴い、プライバシーポリシーの修正や個人からの権利主張への対応フローの見直しが求められます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com